

20100825 土業企画_議事録

テーマ：「農業生産工程管理（GAP）の普及状況、基盤整備ガイドライン」

日 時 2010年8月25日 19時00分～20時50分

場 所 東京竹橋 ちよだプラットフォームスクウェア

テーマ 「農業生産工程管理（GAP）の普及状況、基盤整備ガイドライン」

発表者：森幸子氏（農林水産省生産局技術普及課課長補佐（新技術企画班））

参加者 11人（財務コンサルタント、環境コンサル会社、農業NPO理事長、出版社、経済団体職員、公務員、税理士、司法書士、行政書士など）

近況報告：

- ・農政問題の研究、提言をしています
- ・前職にて、電子部品の工程管理をしていたので、GAPに関心があります
- ・農業に衛生データを活用する支援をしています。たとえば、婦恋のキャベツなど

発表：

目次：

0. はじめに

1. 農業生産工程管理（GAP）とは
2. 「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」
3. 農業生産工程管理（GAP）の普及に向けて

0. はじめに

- ・食に関する安全・安心への消費者側のニーズが高まっています
- ・このニーズに対応するため、生産者側も生産工程管理を行う必要があります
- ・しかしながら、生産工程管理はその手法が混在しているのが現状です
- ・このような現状を解消するため、生産者側からの要望により、
本年4月、農業生産工程管理（GAP）の基盤整備ガイドラインが提示されました。

1. 農業生産工程管理（GAP）とは

1－1. GAPの定義

- ・国連食糧農業機関(FAO)による定義
(仮訳)GAPとは、農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取り組みであり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすものである。
- ・農林水産省による定義

農業生産工程管理(GAP : Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

→P D C Aサイクルがポイントになる。

1－2．GAP導入・実践の流れ

- ① 合意形成・体制作り
- ② (Plan) 農場利用計画・点検項目の作成
→産地の方向性に沿って作成される。
- ③ (Do) 実践・記録
- ④ (Check) 点検・評価
- ⑤ (Action) 改善
→②に戻る

1－3．点検項目のイメージ

- ・野菜の場合。準備→育苗→栽培管理→収穫・調整・出荷
- ・食料・農業・農村基本計画（平成22年3月策定）

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上させる。

1－4．GAP導入のメリット

- ① 食品の安全性向上
(例) 農産物の病原微生物等による汚染の低減
- ② 環境の保全
(例) 農薬や肥料による環境負荷の低減
- ③ 労働安全の確保
(例) 農作業中の事故の回避

効果（産地アンケートの結果）

- ① 品質の向上
→生産物のバラツキがなくなる
- ② 農業経営の改善や効率化
→農薬、肥料の過剰がなくなることによる
- ③ 競争力の強化
→上記①、②の結果として
- ④ 消費者や実需者の信頼確保
→関係者との情報・意見の交換に活用

1－5．産地での導入状況

①全国の導入状況

平成 21 年 3 月現在で、1572 産地で導入（総産地数は 4479 産地）

②品目別の導入状況

→米、麦で比較的に導入の割合が高い

③都道府県における G A P の導入状況

→導入状況につきバラツキが見られる

→鹿児島県は県独自の認証制度を導入。鹿児島県産品のブランド力向上に資する

④G A P の種類別内訳

- ・基礎 G A P（農水省 H19 通知による） 4%
- ・都道府県 G A P 25%
- ・民間団体の G A P 12%
- ・J A の G A P 28%
- ・その他の G A P（産地独自のもの） 31%

1－6．国内で推進されている様々な G A P

→点検項目にバラツキがある

1－7．産地における点検の状況（点検方法別の内訳）

- ・自己点検のみ 51%
- ・内部点検（同一産地内の他の農家による） 37%
- ・二者点検（取引先） 10%
- ・三者点検（県や民間認証機関） 8%

→消費者・実需者の信頼性の確保から、より客観性のある点検方法が必要という状況

2．「農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン」

2－1．食料・農業・農村基本計画における G A P の記述

→共通基盤ガイドライン策定における現状認識

- ・農業生産工程管理（GAP）については、生産者の主体的な取組が進んだが、いまだ産地の導入は限定的な状況にとどまっている。また、国内に様々な GAP が存在するとともに、科学的知見や消費者・実需者ニーズを踏まえた取組への対応も十分に進んでいない状況にある。

このような実態を踏まえ、食品安全に加え、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含む GAP の推進は、消費者・生産者双方がメリットを享受できるものと考えられることから、その共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進する。

2－2．共通基盤の必要性

- ①国内に様々な内容の G A P が存在し、農業者・産地の負担が懸念される状況にある

ことから、共通の基盤の整備が必要。

②科学的知見に基づき農産物の安全性向上のため有効な取組を生産者が確実に実施できるようにすることが必要。

③食品安全のみでなく環境保全や労働安全の様に幅広い分野を対象として取り組むことが必要

↓

高度な取組内容を含むGAPの共通基盤に関するガイドラインを策定。

- ・我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を共通基盤として明確化

- ・個々の法令等に定められている取組をパッケージとしてとりまとめ

→生産者は、ガイドラインを読めば、農業生産に必要な法令等を網羅していることになる

2-3. ガイドラインの構成

- ・食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化

→工程管理の内容、工程管理の手法につき明確化

→品目ごとの区分や取組事項につき、遵守すべき法令や技術的な指針がまとめられている

2-4. 留意点

①今後、関連法令等の制定・改正等があった際は、必要に応じて見直す予定。

②各実施主体は、ガイドラインの内容を確保しつつ、新たな内容の付加など、地域や実施主体の実情に応じ、取組内容を発展させることも可能。

③農業者団体と個々の農業者が役割を分担して取り組むことも可能。

3. 農業生産工程管理（GAP）の普及に向けて

3-1. GAP関連予算

- ・食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するため、高度な取組内容を含むGAPの普及を推進（産地の取組の支援、指導者の育成）

① 消費・安全対策交付金

食品安全に係るリスク低減の指針等を反映した、高度な取組内容を含むGAPの普及推進の取組を支援

普及組織による、高度なGAPの導入・普及のための活動を支援

食品安全に係るリスク低減の指針等を反映した、高度な取組内容を含むGAPの導入を支援

② 産地収益力向上支援事業

③ 強い農業づくり交付金（市町村型）

GAPを産地の収益性向上に結びつける取組を支援（②、③共通）

- ・上記の他、GAPの実践により、産地の収益性の向上を図る取組を推進（データベースの構築・情報提供等）
- ・都道府県の協力を得て、導入状況（平成22年3月末時点）の調査を実施中
→「3000産地への導入」を政策目標とすることを検討している。

質疑応答：

Q1. 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインは、グローバルGAPとの整合性はあるのでしょうか？（ガイドラインは海外への輸出などを想定しているのでしょうか？）

A1. ガイドラインは、国内で実施すべきもの（法令など）を主眼としている。必ずしもグローバルGAPとの整合性ははかられていない。ただし、良い農業を実践するという趣旨では共通しているので、対象とする項目としてはほぼニアリーイコールではないかと。現時点では、ガイドラインをグローバルGAPと整合させることは考えていない。

Q2. 土壌分析に関する項目は入っていますか？

A2. 直接、土壌分析をしなくてはならないという取組事項は入っていないです。ただし、適正農業をするために土壌分析をするという取組事項はあります。また、たとえば、前作については、ほ場状況の確認という取組事項として「汚染防止」というのがありますので、この事項で点検いただくことになります。

Q3. ガイドラインにはPDCAサイクルを骨格とするわけですが、経営改善、財務改善をしていこうというような上を目指していく方向がよく見えないのですが？

A3. たとえば、残留農薬を減少させていくというのが、経営改善の要素となるかと（コスト削減）。最低限の取組みとともに、持続的な取組みをしていただくようにガイドラインを策定しています。ガイドラインとしては出発点となる取組事項となっています。また、産地ごとに取組項目をさらに高めていくことができます。

Q4. GAPの主体は、地方自治体なのでしょうか？

A4. 農業は、産地ごとで行なわれていることが多いので、産地が主体となると考えています。なので、産地ごとに新しい取組項目を付け加えていくことになります。産地ごとに戦略は異なる。今回のガイドラインは、あらゆる農業者が実践していただきたい取組項目を入れている。

Q5. 農協全体としての取組みは？

A 5. 農協の方とも協議してガイドラインを策定しました。農協では生産履歴運動を行なってきましたが、さらにGAPの導入を農協で進めていただくようお願いしている。なお、農協としては、単協での自主性を尊重しているので、単協ごとの対応となっているかと。

まとめ（茂木より）：

農業生産工程管理（GAP）が、食品安全に対する消費者側のニーズに応え、消費者側と生産者側の架け橋となる制度であることが理解できました。

ただし、PDCAサイクルを使うリスクマネジメント指針としては、個人情報保護に関するJIS Q15001 などがあるが、これらリスクマネジメント指針を参考にすべき点もあるように考えます（リスクの定義、評価、また、PDCAサイクルにおける責任者の設置や、外部監査の必要性など）。

また、生産者側の負担（コスト）に報いる、収益（パフォーマンス）を生み出すという視点も必要ではないかと考えます。そのための一つとして、農業生産工程管理（GAP）の消費者側の認識を向上させる施策も必要ではないかと考えます。